



ポリシーおよびプロシージャマニュアル 内部告発者ポリシー

1 / 1 - ページ

Spraying Systems社は、当社のすべての従業員、請負業者、顧客およびサプライヤーが、健全、公正、かつ倫理的な環境の下で日常業務を遂行することが重要であると考えています。本ポリシーは、不正行為、法令違反、会社ポリシー違反、またはその他の禁止違反行為の発生を報告するための保護と、当該報告に対する報復の恐れのない厳正な調査の概要を示しています。

本ポリシーは、対象となる連邦および各州における内部告発者法、規則、および規制に該当しない事業所を含む、すべてのSpraying Systems社の事業所に適用されます。

違反行為の報告

従業員は、イリノイ州Wheaton本社にある当社の人事部に違反行為を報告し、厳正な調査プロセスを開始することができます。すべての報告書は、法律で認められている範囲内で機密として扱われます。

本ポリシーの対象となるすべての関係者は、報告された違反について、厳正かつ適切な調査ができるよう、十分な詳細を記載することが期待されます。当該違反の関係者(または目撃者)の氏名、違反の正確なまたはおおよその日時、発生場所、報告すべきとする理由などの情報を記載することが重要です。

違反の報告はすべて、迅速かつ徹底的に調査されます。調査中に開示された情報は、適用される法律、規則、規制に従って調査を行い、是正措置を取るために必要な場合を除き、すべて機密情報として扱われます。

すべての関係者(従業員、管理者、請負業者など)には、調査手続に協力する義務があります。調査に協力しない場合、または調査中に故意に虚偽の情報を提供した場合、従業員は解雇を含む懲戒処分の対象となります。

報復行為について

Spraying Systems社は、違反の疑いについて誠実に報告し、調査に参加した従業員に対する報復行為を禁止しています。報復行為の疑いがある場合は、直ちに人事部に報告してください。

報復行為の例としては、雇用や昇進の機会の阻害、脅迫や叱責、不利な業績評価、否定的職務照会などがあります。

報復行為を行ったと当社が判断した者は、役職や肩書きに関係なく、解雇を含む懲戒処分の対象となります。

違反の報告は、調査プロセスを通じて、誠実に行われたものとして扱われます。調査プロセスにおいて、報告が不誠実に行われたと判断された場合、報告者は解雇を含む懲戒処分の対象となり、調査プロセスを完了するために会社が負担した費用について責任を負う可能性があります。